第6回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成 13 年 7 月 13 日 午後 2 : 00 ~ 4 : 45 1 4 A 会議室

出席委員	荒井雅彦委員,塩田潔委員,鈴木義平委員,武田秀敏委員, 永井護委員,山田義雄委,金子和義委員,大竹清作委員,荒川恒男委員, 石井万吉委員,橋本俊一委員,大久保芳雄委員 (12名)
欠席委員	長田光世委員,伊達悦子委員,小池健彦委員(3名)
出席幹事	小平良長幹事,森賢一郎幹事,橋本治夫幹事,福田幹雄幹事, 渡辺政行幹事,五月女賢幹事,浅野一樹幹事 菅沼栄臨時幹事,横松精二臨時幹事 (9名)
	寺内栄書記,篠塚茂夫書記,田辺義博書記,江口英男書記,高橋裕司書記, 栃木邦雄書記 (6名)

事務局

本日は,お忙しい中ご出席いただきまして,まことにありがとうございます。定刻となりましたので,只今から「第6回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。開会に先立ちまして,本日の会議資料について確認させていただきます。

<資料説明>

先日送付いたしました,

宇都宮市都市計画審議会会議次第

市長から審議会長への諮問書の写し

議案第1号

議案第2号

議案第3号それぞれの資料です。

次に,本日の配布資料として,

宇都宮市都市計画審議会委員名簿

宇都宮市都市計画審議会の概要についての資料です。

次に,議案それぞれの

説明資料1

説明資料2

説明資料3

説明参考資料1

および航空写真です。

次に,意見書関連として

意見書の概要について

意見書要旨

意見書申立人居住地位置図です。

最後に,報告事項資料です。

以上不足しているものがありましたら,お知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは,会長お願いいたします。

会 長

第6回宇都宮市都市計画審議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は,お忙しい中,ご出席いただきましてありがとうございます。

また,昨年度は,宇都宮市の都市計画マスタープランの答申を行うなど,市長の諮問に対して,活発なご審議をいただきましてありがとうございました。当審議会は,法定審議会になるなど,その役割がますます重要となってきております。

今後とも,充実した審議会となりますようご協力をお願いいたします。 簡単ですが,あいさつといたします。

それでは、次に次第3.「委員紹介」に移ります。 なお、今回は、6名の委員の交代がございましたので、 全委員につきまして、事務局よりご紹介をお願いします。

事務局

| 各委員をご紹介いたします。

お手元の審議会委員名簿をご参照ください。

はじめに、会長の永井 護(ながい まもる)委員

次に,学識経験者選出の委員として

荒井 雅彦(あらい まさひこ)委員

塩田 潔 (しおだ きよし)委員

鈴木 義平(すずき ぎへい)委員

武田 秀敏(たけだ ひでとし)委員

山田 義雄(やまだ よしお)委員

次に,市議会議員選出の委員として

金子 和義(かねこ かずよし)委員

大竹 清作(おおたけ せいさく)委員

荒川 恒男(あらかわ つねお)委員

石井 万吉(いしい まんきち)委員

次に,関係行政機関職員の委員として

橋本 俊一(はしもと しゅんいち)委員

大久保 芳雄(おおくぼ よしお)委員

でございます。

なお、幹事、臨時幹事、および書記につきましては、

別紙の名簿のとおりでございます。

会 長 ありがとうございました。

それでは,会議の成立に係わる本会の定足数に関して,事務局より本日の出席委員数について報告を求めます。

事務局

本日の会議でございますが,委員総数15名のうち,現在,出席委員は12名でございます。

当審議会条例の第6条第2項にある「会議は委員定数の半数以上の者の出席により開催する」旨を満たしておりますので本会議は,成立しております。

なお、本日欠席通告のありました委員は、

伊達 悦子(だて えつこ)委員

長田 光世(おさだ みつよ)委員

小池 健彦(こいけ たけひこ)委員

の3名であります。

以上,報告いたします。

会 長

事務局からの報告のとおり,本会は成立しておりますので,ただいまから,第6回宇都宮市都市計画審議会を開催いたします。

まずはじめに、「職務代理者」についてでございますが、

現在,大貫委員が辞職され,不在となっております。

審議会条例第5条第3項に,会長の指名とありますので,

私から指名させていただきます。

今回,新たに委員となりましたが,

市議会議員の経験が長く,市政に精通している,石井委員にお願いしたい と思います。よろしくお願いします。

石井委員,一言ごあいさつをいただければと存じます。

石井委員

私は,初めての審議会でございますけれども,委員皆様のご協力をいた だきまして職務をまっとうしたいと思いますので,よろしくお願いいたし ます。

会 長 │ありがとうございました。

次に,本日の議事録署名委員といたしまして,

塩田委員

大竹委員

の両名をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

つづきまして,次第4.「都市計画審議会の概要について」に移ります。 本年度第1回目の審議会であることや

新しい委員の方もいらっしゃることから、

「都市計画審議会の概要について」の事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは,都市計画審議会の概要についてご説明いたします。 お手元に配布いたしました「宇都宮市都市計画審議会の概要について」の 資料をご参照願います。

まず、当審議会の設置の経緯と根拠についてです。

地方分権推進によりまして,都市計画に関する事務が自治事務となり,また,それまで,任意の組織だった市町村の審議会が法定審議会となりました。

本審議会は,平成11年12月,都市計画審議会条例制定により,平成 12年4月に設置し,昨年6月に第1回都市計画審議会を開催しております。

本日は第6回目の開催となります。

次に,職務ですが,

審議会は,市長の諮問に応じて,都市計画に関する事項を審議するものとしております。

市が決定する都市計画は、当審議会の議を経て、市が決定します。

県が決定する都市計画は,市が県の意見照会に回答するにあたり,審議会の意見を伺うものです。

県決定の事例として,線引き,4 車線以上の道路,10ha 以上の公園などがあります。

また,市決定の事例として,用途地域,4車線未満の市道,公共下水道, 地区計画などがあります。

次に、会議の公開についてですが、本市におきましては、その審議状況を市民に明らかにし、公正かつ透明な市政の推進を図るとしていることから、本審議会は、審議会条例施行規則第2条により公開となりますが、必

要があると認めるときは,非公開とすることができます。

会議を非公開とする基準ですが、

宇都宮市情報公開条例第7条に,行政情報の公開義務,各号に定める非公開情報に該当する情報に関して審議等を行うとき,

あるいは,公開することにより,個人に関する情報や公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。としております。

会議の公開は,傍聴を認めることにより行います。あらかじめ傍聴を認める定員を定め,傍聴席を設けるものとしております。

また,同様に議事録につきましても,情報公開条例第7条各号に該当する情報は,非公開となります。

次に会議の開催予定ですが,7月,9月,11月,2月の年4回を予定しているところでございます。

なお,資料に,審議会条例及び施行規則,運営要領,会議の公開等についての,資料が配布しておりますので,ご参照願います。

以上、「都市計画審議会の概要について」の説明を終わります。

会 長 | ありがとうございました。

只今,事務局から,都市計画審議会の概要についての説明がありましたが, 今年度もこれらの条文により会議を進めて参りたいと存じます。

それでは,次第5.「議事」に入ります。

本日は,議案といたしまして,

議案第1号 「宇都宮都市計画道路の変更について」(県決定)

議案第2号 「宇都宮都市計画道路の変更について」(市決定)

議案第3号 「宇都宮都市計画地区計画の決定について」(市決定)

の3件の議案がございます。

これら議案 3 件につきましては,平成 13 年 7 月 5 日付けで市長から諮問がなされております。

まず,審議に先立ちまして,会議の公開,非公開について確認いたします。 本日の議案1,2につきましては,意見書が提出されております。

意見書は,意見書に含まれる氏名,生年月日その他の記述により特定の個人を識別することが出来ますことから,宇都宮市情報公開条例第7条2号に該当しますので,意見書に関する審議は,非公開での審議といたしま

す。その他の審議は,公開とさせていただきます。 よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは,本日は,傍聴人の方がお見えですが,意見書の審議になりましたら,その審議の間,傍聴人の方々の退室を求めますので,あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは,審議にはいります。

議案第1号,第2号につきましては,都市計画道路における案件であり, 審議を効率的に進めるために一括審議として取り計らいたいと考えます がよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、「議案第1,第2号」について、一括審議といたします。

まず,事務局から説明をいただき,その後,ご質問・ご意見等をいただ きたいと存じます。

事務局

それでは、先に

「議案第1号 宇都宮都市計画道路の変更について」ご説明いたします。 都市計画の変更する路線は,

3・2・1 0 1号 大通り(通称:大谷街道), 3・2・1 0 2号 桜通り 平出線(通称:競輪場通り), 3・4・1号 宇都宮栃木線(通称:桜通り, 栃木街道), 3・4・1 0 1号 不動前関堀線, 3・4・1 0 2号 宇都宮日光線, 3・4・1 0 3号 宇都宮白沢線, 3・4・1 1 2号 鶴田宝木線の計7路線です。

なお,不動前関堀線,宇都宮日光線,宇都宮白沢線,鶴田宝木線の4路線は,3路線の拡幅に伴う交差点部の改良を行うものでございます。

資料の1ページをお開きください。変更する路線の計画書でございます。

都市計画に定める内容が記載されております。

今回,変更する項目は,車線数,幅員,区域でございますが,5ページから8ページの新旧対照表に,変更前後の都市計画の内容が記載されております。

9ページをお開きください。総括図でございますが,変更する7路線の位置を示しております。

10ページをお開きください。新旧対照図でございます。変更する道路区域を示したものでございます。

新旧対照図には,赤と黄色のラインが示されておりますが,現在の道路法線が黄色で,今回変更する道路法線が赤ラインで示されております。

詳細の内容につきましては、「説明資料1」でご説明いたします。

「2.変更の内容(1)」(資料の右側)についてですが,7路線のうち,本市中心部に直接アクセスする「3・2・101号 大通り(通称:大谷街道)」,内環状線の一部を構成する「3・2・102号 桜通り平出線(通称:競輪場通り)」と「3・4・1号 宇都宮栃木線(通称:桜通り,栃木街道)」の3路線が計画変更の主要な路線であります。

説明資料1の右側の位置図で赤ラインになっているところが計画の変更する部分を示しております。

具体的な計画法線につきましては,先ほどご覧いただきました,議案第1号の資料の10~15ページの新旧対照図をご覧ください。

まず、「大通り(大谷街道)」ですが、新旧対照図(10ページ)をご覧下さい。

足利銀行本店のあります,桜2丁目の交差点から作新学院,護国神社,県青年会館を経由し,宇都宮環状道路(外環状線)との交差部までの区間,約2100mについて,車線を4車線に,幅員を現状の20mから30mに変更するものでございます。

つぎに,「桜通り平出線(競輪場通り)」ですが,新旧対象図(11~1 3ページ)をご覧下さい。

宇都宮栃木線(桜通り)との交差部であります、松原3丁目交差点から競輪場、県河内庁舎を経由し、国道4号線、東署南交差点までの区間、約4200mについて、車線を現在の2車線から4車線に幅員を現状の15mから30mに変更するものでございます。

また、「宇都宮栃木線(桜通り、栃木街道)」ですが、新旧対象図(14,15ページ)をご覧下さい。

桜通り平出線(競輪場通り)と交差する松原3丁目交差点から県中央公園を経由し、インター通りと交差する滝谷町交差点までの区間、約3000mについて、車線を現在の2車線から4車線に幅員を現状の18mから30mに変更するものです。

「1.変更の理由」についてですが、

まず、都心部における交通問題の解消があります。

自動車の交通量に比べて道路の幅員が狭く,朝夕の通勤時間帯には,激 しい交通渋滞が発生しております。また,交通渋滞により,バスの円滑な 走行が阻害されており,慢性的な交通渋滞を解消する必要があります。

また,左下の写真は,通学時間帯の競輪場通りを撮影したものですが, 歩道が狭いために自転車が車道を走行している状況にあります。その右側は,桜通りの歩道の状況ですが,横断歩道橋が設置されているところは, 有効幅員が特に狭くなっており,自転車と歩行者が輻輳している状況にあり,歩行者や自転車などが安全に通行できるよう自転車歩行者道の改善も必要となっております。

また,中心部においては,通過交通による交通混雑が,中心市街地の活力低下の一因となっており,こうした通過交通を迂回させる環状道路等の整備が必要となっています。

一方,平成8年に策定いたしました「宇都宮都市圏都市交通マスタープラン」における位置づけですが、これにつきましては、別添の説明参考資料1に都市計画マスタープランにおける道路ネットワークが示されております。

中心市街地からの通過交通の排除,中心部への円滑なアクセス交通の確保,中心市街地の骨格形成を図るために,内環状線の全線4車線化を図る必要があると提案されております。

また,人の交流・滞留空間の充実,バスの走行空間の確保,商業・業務機能の向上のため,都心部シンボルとなる道路については可能な限り拡幅や質的向上を図る必要があり,都心部道路の多車線化が提案されております。

これら3路線の道路法線の検討にあたっては,自動車の安全な走行性の確保,沿線の地形との整合,工事する場合の施工性,公共公益施設への影響や事業費(経済性)などを勘案した計画法線となっております。

また,変更後の幅員は,すべて30mとなりますが,その横断構造につ

いては、「説明資料1」の右ページの下をご覧ください。

道路構造の検討にあたりましては,都市部の主要幹線道路に必要な道路構造として,より交通の円滑化を図るため,交差点部における右折レーンが確保出来るように中央帯を設置,バスや荷捌き車両などの停車車両による走行の阻害を防止するとともに,沿道利用者の利便を図るため,停車帯を設置,また,歩行者や自転車の安全な通行を確保する十分な幅の自転車歩行者道の設置を基本としています。

「一般部の構造」は,1車線分の幅3.0mの中央帯,2.0mの停車帯,5.0mの自転車歩行車道を設置する道路構造としております。

また、「交差点部の構造」は、一般部の構造の中央帯が右折レーンに、 停車帯が左折レーンになり、交差点部においても直進2車線が確保されより で通の円滑化が図れるように配慮した構造としております。

なお,自転車歩行者道については,バリアフリー化を図るとともに,ま ちなみのうるおいや良好な都市景観を形成するため街路樹を設置する計 画となっております。

つぎに,「3・4・101号 不動前関堀線,3・4・102号 宇都宮日光線,3・4・103号 宇都宮白沢線,3・4・112号 鶴田宝木線」についてですが「説明資料2」の左側をご覧下さい。

これら4路線の変更につきましては,ただいま説明しました「大通り, 桜通り平出線,宇都宮栃木線」に交差する路線でありますが,これら3路 線の拡幅にあわせて,自動車及び歩行者自転車がより安全かつ円滑に通行 できるように交差点部分の区域の変更を行うものでございます。

資料には交差点部の変更イメージを示しておりますが,現在,右折レーンを確保するために歩道が狭くされ,歩行者や自転車の安全な通行に支障をきたしている幹線道路,あるいは右折レーンが設置されておらず交通混雑が生じている幹線道路について,交差点部の改良を行おうとするものです。

最初に「不動前関堀線」ですが、資料の12ページをご覧下さい。図面左端の部分(大曽2丁目交差点)でございます。この道路は桜通り平出線(競輪場通り)との交差部から北に約400mの区間が現在、未整備となっていますが、この区間について幅員を現状の18.0mから24.0mに、交差点南側、延長約90mにおいて、幅員を現状の15.0mから18.0mに変更するものでございます。

次に「宇都宮日光線」ですが、資料の11ページをご覧下さい。図面左端(松原3丁目交差点)でございます。桜通り平出線(競輪場通り)と宇都宮栃木線(桜通り、栃木街道)との交差点から北、約150mにおいて、幅員を現在の20.0mから24.0mに変更するものでございます。

次に「宇都宮白沢線」ですが、資料の13ページをご覧下さい。図面中央の部分(竹林町交差点)でございます。桜通り平出線(競輪場通り)との交差点から北側約110m、南側約約130mにおいて、幅員を現在の18.0mから24.0mに変更するものです。

次に「鶴田宝木線」ですが、資料の10ページをご覧下さい。図面中央の部分(護国神社前交差点)でございます。大通り(大谷街道)との交差点から北側約70mにおいて、幅員を現在の12.0mから16.0mに変更するものです。

以上,「議案第1号 宇都宮都市計画道路の変更について」,栃木県決定の7路線の説明をさせていただきましたが,

つぎの「議案第2号 宇都宮都市計画道路の変更について」,宇都宮市 決定の3路線は,議案第1号に密接に係わる議案でありますので引き続き 議案第2号の説明をさせていただきます。

変更する路線は、「3・4・1 1 9号 一条滝谷線(幸町交差点),3・4・1 2 2号 昭和通り(中央公園南交差点),3・5・1 0 5号 松原塙田線(足利銀行本店前の交差点)」計3路線でございます。

これらの路線は、いずれも宇都宮栃木線に交差する道路でございます。 資料の1ページをお開きください。変更する路線の計画書でございます。 変更する項目は、延長と区域でございますが、

2ページの新旧対照表に,変更前後の都市計画の内容が記載されております。

3ページをお開きください。総括図でございますが,変更する3路線の位置を示しております。

4 ,5ページをお開きください。新旧対照図でございます。変更する道路 区域を示したものでございます

具体的な内容につきましては、「説明資料2」の右側をご覧下さい。

「1.変更の理由」でありますが、3・4・1号宇都宮栃木線の拡幅にと もないまして、起点または終点の位置の変更が生じたために交差点部の区 域等の変更を行うものでございます。

説明資料に新旧対象図の縮図が示されておりますが,資料の4,5ページに同様の図面が添付されておりますのでご覧下さい。

「昭和通り」についてですが、資料4ページの新旧対照図をご覧下さい。 図面の上側の路線になります。僅かに起点の位置の変更が生じたために交 差点部の区域を変更するものです。

また、「一条滝谷線」についてですが、同じ資料の下側の路線になりますが、宇都宮栃木線の拡幅により終点の位置の変更が生じたため、交差点部の区域の変更と延長を約1350mから約1340mに変更するものでございます。

つぎに「松原塙田線」についてですが、資料5ページをご覧下さい。宇都宮栃木線の拡幅により終点の位置の変更が生じたため、交差点部の区域と延長を現状の約1300mから約1290mに変更するものでございます。

なお,今回の「宇都宮市都市計画道路の変更」にあたりましては,県とともに,今年の2月16日に地域の連合自治会長,自治会長を対象とした地元代表者説明会を開催し,計画の概要をご説明したところです。

また,3月8日~18日には,土地の権利者や地域にお住まいの方々を対象とした地元説明会を開催し,道路計画変更の必要性の説明と計画図をご覧いただいたところですが,10日間で700名以上の参加者がありました。

また,先月,8日~22日には,都市計画案の縦覧を行ったところですが,その縦覧者数は,約280名,意見書申し出数は,縦覧期間中が53件,期間外が2件,計55件提出されたところでございます。

以上で、「議案第1号、議案第2号 宇都宮都市計画道路の変更について」の一括した説明を終わります よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長

事務局からの説明が終わりました。

まず、ご質問等がありましたら先に伺いたいと思います。

塩田委員

計画道路の見直しについては,どのくらいの年数でおこなうのでしょうか。

事務局

都市計画道路の見直しについてですが,都市計画道路は,都市圏全体の 交通の処理を基本として,長期を見通して計画しています。

宇都宮都市圏におきましては,昭和50年に都市計画4市6町において交通の計画を立てております。それから約20年経ったわけですが,当時の予測値を上回る自動車交通の増大があり,現実的に交通問題が大きくなってきたことから,平成4年に同じ都市圏におきまして,都市圏全体の交通体系の調査を実施したところです。その調査の結果,都市圏全体の交通網を再度見直す必要性が明らかになりましたが,以後,平成8年に都市圏全体の総合交通の提案が出されました。その中で内環状線の機能強化が都市の交通問題の解決に非常に効果的な施策として評価され,今回の計画変更に至ったところです。

塩田委員

県決定の案件ですが大通りの桜通り交差点のところです。私の記憶では、十数年ほど前に大通りの拡幅に伴って、桜通りも拡幅された記憶があります。そのときには、大谷街道の拡幅計画はなかったのですが、また、今回さらに拡幅されるということで十数年というかなり短いスパンのようですが、当時ここまでの予測を立てて道路拡幅ができなかったのでしょうか。県決定の案件なので、わからないかもしれませんが、拡幅から十数年たってまた拡幅では大変ではないでしょうか。いろいろな面で便利になって良いことだと思いますが、都市計画の決定・見直しは、どのようなスパンで行われているのか。この路線については、少し短いのではないかと素朴に思いまして伺ったところです。

事務局

都市計画道路の見直しの観点ですが,事業にともないまして,局所的な対応,交差点部の改良,また,関連事業にともなう都市計画道路の部分的な改良は,それぞれのケースで現在でも行うことがあります。今回の抜本的な見直しについては,都市圏内の交通対策という観点から平成4年の都市圏全体の調査を行いまして,その結果,大通りを含め見直した対応策が非常に効果的であるという評価を得まして今回の変更になったところです。

塩田委員

それはわかりますが、さらに整備する可能性のある場合において、特に 交差点付近が2段階に整備するという点が無駄なことになってしまうの ではないでしょうか。さらに整備をする予定があるのなら、そこまで予測 した拡幅が出来なかったのかということが素朴な疑問だったのです。

会 長

塩田委員のご意見は,今回の外環状線まで計画変更を見直すことはわかるが,桜通りの交差点の部分で2回改良されるということを指摘しているということですね。

塩田委員

そのようにすることは,無駄なことではないかということと,住民の方も大変ではないかと思います。今回は,外環状線までが計画変更となりますが,今後さらに先を拡幅するかどうかわかりませんが,その時にさらに変更するということになりますと,非常に住民の方も大変ですし,事業予算的にももったいないことだと思います。

会 長

具体的に当時,桜通りの交差点においてどのような拡幅が行われたので しょうか。

事務局

桜通り交差点は、大通りの拡幅に合わせて交差点改良ということで昭和59,63年に都市計画の変更を行っておりますが、今回は、それを含みまして30mに拡幅するということになります。

会 長

変更というのは,桜通りの部分も行っているのですね。

事務局

先ほど,塩田委員が言われました桜通りの交差点につきましては,交差点の改良として,大通りと桜通りの部分が変更になっております。

塩田委員

この交差点を例にしましたが ,このようなことが他にも行われているのではないかと思います。

会 長

理想として交差点部は,なるべく早く改良した方が良いと思います。あらかじめ道路法線を計画しておいて,変更しながら整備を進めていくことが望ましいことだと思います。しかし,その法線が決まっていないときに拡幅してしまいますと,そこがコントロールポイントとなってしまうため,法線のすりつけが出来なくなる可能性がありますね。

一方では,都市計画決定するときには,実現性がある程度担保されないと,その決定は難しいわけですが,そうなると交差する道路が,整備できるのかどうかまったく見当のつかない状況もありうることです。

塩田委員

3 0 年あるいは 5 0 年スパンくらいであればわかりますが ,十数年くらいでこのような状況になるのではなく ,もう少し見通しを立てられなかったのかなということです。

別に道路が出来ること自体を言うつもりはありませんが ,先を見通した計画ができるものであればそのようにして欲しいと思っております。

事務局

説明の補足をさせていただきますが、昭和59,63年の変更は、先ほど説明いたしました昭和50年当時の道路ネットワークですが、今回変更になるまでには、この栃木街道、大谷街道は、2車線の道路となっておりました。2車線の中でこの桜通り交差点の交通が輻輳し、混雑度が高いということで、交差点改良という都市計画変更が行われたものです。

今回の変更は,この2車線道路を都市圏全体の対応として4車線にするということで,この交差点を含めまして全体の交通の整備をするという計画ですので全体として2車線から4車線にするということが,主目的,大きな変更の理由となります。なお,当時は,2車線の部分は,4車線に変更するまでのデータがございませんでしたので,見通しは立てられませんでしたが,交差点改良という形で整理をして都市計画の変更を行ったというものでございます。

会 長

ですから,市道についても今回の変更にあわせて,交差点部分の変更を 行うわけですね。

このような点については、なるべく長期的な予測をして、明らかに10年くらいに整備ができるものであれば、あわせて整備を進めていくことがよろしいかと思いますが、道路予算も限られており、なるべく早く効果的なネットワークにしていきたいということもあります。そこに多くの事業費をかけるほうが良いのか、とにかく早く道路をつなげる方が良いのかいるいろと選択肢があります。

ここについては、いろいろなルート案を検討した上で、外環状線までを 拡幅することが、この道路の渋滞解消だけでなく他のネットワーク、周辺 道路へもプラスの影響があるという交通シュミレーションの結果が得ら れたので早期のやろうということになったのだと思います。

石井委員

今の交差点部分ですが,資料によりますと今回変更する区域が,赤ラインで示されておりますが,現在あるモミの木は,どのようになってしまう

のでしょうか。

また、競輪場が移転できないということで特に、競輪場周辺の渋滞、福田屋の出店を含め、競輪開催時には、大変な交通渋滞が発生しておりますが、当然、拡幅していかなくてはならないとは思いますが、ここ5年、10年くらいの渋滞率、交通量がどのようになってきたのかをお聞かせ願いたいと思います。

会 長

一点目は,桜通り交差点の合同庁舎側の大木がかかるのかどうかという ことですね。

事務局

合同庁舎前の木ですが、当時の改良の時にも残すということで歩道の部分にそのまま残されております。今回の変更におきましても歩道部分になりますのでそのままの形で残ることになります。

会 長

もう一点は、競輪場通りの交通動向がどのような状況になっているのかということですね。

石井委員

交通渋滞が激しいから拡幅しなくてはならないわけですから,具体的な数字としてどのように捉えているのか。競輪場通りだけでなく,栃木街道なども含めてどのようになっているのでしょうか。

事務局

先ほど,ご説明いたしました平成4年のパーソントリップ調査の中で当時の道路の状況を調査しております。

石井委員

現在の道路では、交通混雑してどうしようもない。だから、拡幅するものですが、その根拠が示されませんと納得できないのではないでしょうか。単に重要だというだけでは理解できないのではないでしょうか。

会 長

今回,見直している道路は,もちろんその地域が非常に渋滞しているのは確かだと思いますが,それと同時にこの道路を拡幅すると宇都宮市全体の交通の円滑化に対して,他の道路についても大きな影響があるところを優先して選定しております。

いくつかの道路を拡幅した場合に,拡幅された道路だけの渋滞が解消されるだけでなく,周辺全体への波及効果が大きな道路,ネットワーク全体に対して効果が大きい道路,そういう意味からして内環状線の拡幅という

のは,宇都宮市の北部全体の都心に入ってくる交通を捌くときに非常に重要な道路と計画の中に位置づけられています。

山田委員

別の角度からの質問となりますが、今後の自動車交通の増大にともない、また5年、10年たったら見直さなくてはならない事態が生じてくるのではないかと思います。交通のシステムの見直しというか、例えば都市を抜ける道路の一方通行化、あるいはバスの運行を考えるとか循環バスなども最近取り入れられているようですが、道路の拡幅だけではなくシステムの思い切った見直しについて、他の都市ではどうなのかあるいは宇都宮市の道路配置の中でそのような工夫が出来ないかなどの観点から交通混雑の解消に向けた検討はされているのでしょうか。

事務局

先ほど紹介いたしました,平成8年に策定いたしました都市交通マスタープランにおきましては,3つの大きな柱がございます。ひとつは,今回の計画変更に係わる道路ネットワーク計画でございます。他に公共交通ネットワーク計画がありますが,基幹バスの導入や公共交通への転換などが提案されております。また,もうひとつは,交通需要管理計画がございます。これは,シャトルバスの導入やパークアンドバスライドの導入,交通需要管理に係わる施策が提案されております。

総合的な取組みとして将来の都市の交通体系をどのようにしていくのかという提案でございますが、その中の大きな柱のひとつであります道路 ネットワーク整備として今回、道路の変更をするものです。

全体の交通マスタープランにおきましては、その3つの柱の充実を図る ため、公共交通ネットワーク整備計画を策定したところでございます。

会 長

もちろん,道路の拡幅だけで交通問題を解決していこうとするものではなく,ただ今説明のありました3つの柱,なるべく道路の整備に依存しない形で総合的な施策を展開していこうということで現在動いている状況にあるということをご理解いただければと思います。

金子委員

この道路計画の変更については、その地域または地権者等に説明されたと思いますが、計画変更について、どのような意見・要望がありましたか。 もうひとつは、具体的な道路構造についてですが、停車帯というものがありますが、これは全路線について確保されるのでしょうか。 会 長

一つ目のご質問については、このあとの意見書審議の中で非公開となっておりますので後にしたいと思います。二つ目の停車帯については、どうでしょうか。

事務局

説明資料1の右下にありますように一般部の構造といたしまして停車 帯2.0mをすべての直線部分に連続して確保出来るように計画しており ます。それが,交差点部になりますと停車帯が,左折レーンとして機能す るものです。

会 長

単路部においては,基本的に両側に2.0mの停車帯がつくということですが,この停車帯が不要という意見なのですか。

金子委員

どのような形で設置されるのかということが聞きたいのです。

事 務 局

一般部の幅員30mの形で全延長について計画しておりますので基本的にこの2.0mがすべてに設置されるものでございます。

金子委員

そういたしますと ,道路交通法からして駐車しても良いことになるのですか。

事務局

停車帯は,路上駐車場ではなく,バスの停車,荷捌き車両のための停車, 人の乗降のための停車ということで道路交通法でいう停車の使い方をす るものです。ここに駐車いたしますと駐車違反ということになります。

荒井委員

競輪場通りなど渋滞がひどいということ、渋滞の原因がどこにあり、道路拡幅の必要性や拡幅をすれば渋滞の解消が出来るということを私は考えてもわかりませんが、どこかでシュミレーションをして一定の結論を出してきたわけですよね。その検討が、合理的な議論を経て行われ、なるほどと思うような説明を地域住民にしていかないとなかなか理解は得られえないと思いますが、どのようなところで、どんなやり方でシュミレーションをしてきたのでしょうか。例えば、外注されて検討したのかあるいは、宇都宮市当局内部で検討されてきたのか。それが、どのような科学的な手法でシュミレーションをしてきたのか。そして、知識のない人たちにわかりやすく説明していただければ、都市計画上、必要な計画でありやむを得ないのではないかということになるのではないかと思いますが、ただ、も

う結論は出た ,その結果はきちんとやってきたから信頼してくれというだけでは足らないと思います。

事務局

少し技術的な説明になってしまいますが,先ほど説明いたしました,都市交通マスタープランの策定主体は,宇都宮都市圏総合都市交通計画協議会というかたちで,その構成といたしましては,国・県また4市6町の自治体などとなっております。

技術的な部分ですが、まず、パーソントリップ調査というものを実施し、交通の発生の原因であります人の動きに着目して交通を推計しております。この調査は、平成4年に人に調査票に記入していただき回収するという方法でどこからどこにどのような交通手段で動いているのかということを都市圏全体をブロック分けをいたしまして、交通の発生源を求めております。それを将来の人口や産業等を考慮して将来の交通量を推計しておりますが、その交通量をさまざまな道路ネットワーク案に配分しシュミレーションをしたわけですが、その結果として、今回提案された道路網が最も現状の問題点を軽減できるという評価が得られたところです。

この調査は、全国的なもので20年間に1回くらいのスパンで行われており、宇都宮都市圏におきましては、第2回の調査が平成4年から8年にかけて行われ計画を策定してきたという経過がございます。

会 長

これが、そのときのシュミレーション結果から得られた将来の道路ネットワークの図ですが、3環状12放射状道路といわれるものです。具体的には、将来道路網体系図がシュミレーション結果から出てきた効果的な道路ネットワークということになります。

荒川委員

ということは,シュミレーション作業は,宇都宮市だけが行ったわけではなく,広域的な行政体で行ったというわけですね。それと,シュミレーションの結果というのは,当然,科学的に一定の信頼性のある手法を採用したと考えてよろしいのですね。

会 長

この調査については、宇都宮市が独自に行ったわけではなく、先ほどのパーソントリップ調査や4段階推計法というシュミレーション手法がありますが、これらは、都市圏の交通シュミレーションの標準的なモデルとなっております。その手法を採用して出しておりますが、日本で扱われている中では、最もポピュラーな技術を使った結果といえると思います。

荒井委員

質問ではありませんが、このような計画変更により道路が良くなっていく場合に発生してくる副次的な問題として、暴走族の問題がありますが。これは都市計画の問題というよりも公安委員会など横の連絡の問題だと思いますが、暴走族の暴走行為を許さないということも考えていかなくてはならないと思います。今後、公安委員会との調整をおこなっていくようなお考えはないのでしょうか。

事務局

当然,この計画をつくるにあたりましても県警との協議を行っておりますが,暴走族対策につきましても,現在でも大通り等でもかなりうるさいということがございますので,交通対策課や県警と協議しながら有効な対策を講じていきたいと思います。

会 長

他にいかがでしょうか。

それでは,これから意見書の審議に入ります。

冒頭申しましたとおり,個人情報が含まれますので,意見書の審議は,非 公開といたします。

恐れ入りますが,傍聴人におかれましては,一時退室をお願いいたします。 事務局でご案内をお願いします。

傍聴人が退室されましたので、審議を始めます。 まず、事務局の説明を求めます。

(意見書の審議:非公開)

会 長

意見書の審議が終了しましたので,傍聴人の再入場を認めます。 事務局による誘導をお願いします。

事務局

ご質問・ご意見も出尽くしたようです。

それでは,お諮りいたします。

議案第1号 「宇都宮都市計画道路の変更(県決定)」,

議案第2号 「宇都宮都市計画道路の変更(市決定)」につきましては, 「原案について異存なし」としてご異論はないでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

それでは,ご異論がないようですので

議案第1号,2号につきましては,「原案どおり異存ない。」旨答申する ことといたします。

それでは,議案第3号「宇都宮都市計画地区計画」の審議に入ります。 まず,事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは,引き続き,議案第3号宇都宮都市計画地区計画の決定について,ご説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。決定する計画書でございます。決定する項目は,種類,名称,位置,区域,地区計画の目標・方針及び建築物等の整備に関する『地区整備計画』でございます。

3 ページをお開きください。総括図でございます。 4 ページをお開きください。 計画図でございます。

赤い線で囲まれている区域(約5.2 ha)が,今回のフラワーニュータウン三向宝木地区計画の区域でございます。本地区は,宇都宮市の中心部から北西約7 kmの市街化調整区域内の宝木本町及び新里町地内に位置しており,平成12年2月に開発許可を受け,民間によって都市基盤施設が整備された住宅団地で,まもなく,造成が完了する予定となっております。

本日用意いたしました,当該地区周辺の航空写真をお開きください。 黄色い線で囲まれた地区が造成前の区域でございます。

東側には,主要地方道大沢・宇都宮線(新里街道)が通過しており,南側には国本中学校が隣接しております。市道568号を挟んで,南西部には,平成12年度に都市計画決定いたしました,宝木新里ニュータウン地区計画(約12.8ha)の住宅団地が隣接しております。

説明資料3をご覧ください。

説明が逆になりますが,右側の『2 地区計画決定の理由』の『(2)地区計画の必要性』でございますが,当地区の開発は,周辺の自然環境と調和した,ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅団地の造成を目的としており,計画的に整備された道路や公園などの配置及び規模と整合させながら,良好な環境の住宅団地を形成し,併せて育成・保全していくために,建築物の用途・形態・密度・敷地面積・意匠・かき又はさく等に関する事項を総合的かつ一体的に計画し,規制・誘導するために,当該地区計画を都市計画に定めるものでございます。

戻りまして,『1 地区計画の内容』でございますが,地区計画で定める事項の内,名称・区域・位置・面積・及び目標・方針の他に,実際の建築物等の制限を定める地区整備計画について,ご説明いたします。

建築物等の制限の内,用途や高さ・建ペい率・容積率等につきましては, 開発許可基準を基本に整合するように定めております。

まず、用途の制限でございますが、開発許可において、一戸建て住宅用地の開発でございますので、用途の混在による環境の悪化を防止するために、下の『地区区分図』にあるように、区域を3つの地区に区分し、それぞれで制限を定めております。

黄色で塗った地区(住宅専用地区)は,一戸建て住宅の他,開発計画で既に位置が特定されている集会所やガス施設等,公共公益施設に限り,許容しております。

ピンクで塗った地区(日常生活利便施設地区)は,主要地方道に面しており,周辺の住民の方の日常生活に必要な施設を誘致すべき地区として,店舗や飲食店を許容しており,開発計画においても当初から商業用地として計画しております。業種につきましては,調整区域内の店舗の基準に整合させております。

この他,診療所や巡査派出所・公衆電話所などの公益上必要な施設を認め,また,一戸建て住宅も許容しております。

オレンジで塗った地区(住宅地区)は,基本的には,一戸建て住宅用地でございますが,将来,内職程度のお店等をやりたい方に対応できるように,床面積50㎡までの日常品販売店舗や食堂・喫茶店・サービス業店舗や学習塾等の兼用住宅を認めております。用途地域の第1種低層住居専用地域の兼用住宅に準じた制限でございますが,事務所は除いております。

この他,日常生活利便施設地区と同様,診療所や巡査派出所・公衆電話 所などの公益上必要な施設も許容しております。

これら、用途の制限は、一戸建て住宅用地の開発許可に整合させながら、商業施設・公共公益施設が立地する位置や、将来の生活様式の変化に対応できるよう、一定規模以下の店舗等を許容する地区を、分譲する前から、あらかじめ計画的に配置することによって、市民が納得して購入しお住まいになっていただくことを意図しております。

『 その他の建築物等の制限』をご覧ください。上から順番に容積率・建ペい率は、用途地域の第1種低層住居専用地域に準じて80%・50%としております。新市街地として面整備を行い、環境良好な低層住宅地の形成を図るべき区域は、積極的に第1種低層住居専用地域に指定しており

ますが、当地区は、市街化調整区域であることから、これを準用して開発許可時に同様の制限をしてそのまま地区計画に定めるものでございます。高さの制限につきましても、同様に第1種低層住居専用地域の制限を準用し、最高の高さ10m以下、北側斜線制限、道路斜線制限を定めております。

敷地面積は,市街化調整区域内の大規模開発の許可基準により,200 ㎡以上としておりますので同様に定めております。

更に,これらの制限の他に,開発業者との協議によって,将来においても緑豊かでゆとりある住宅地として育成していく目的に沿って,建築物の壁面の位置の制限,形態又は意匠の制限,かき又はさくの構造の制限等を定めております。

以上,ご説明いたしました制限等を,明確に位置付けることにより,住民に分かりやすく周知するとともに,きめ細かいルールを定め,良好な住環境の形成を目指し,将来においても維持・保全するために,地区計画を定めるものでございます。

当該地区計画に関する説明は以上ですが,参考資料(A4横1枚)として,これまで市街化調整区域内で決定している地区計画の建築物等の制限 比較表を別紙に添付しております,なお,ご参考にしていただければと思います。

当該都市計画の案につきまして,関係権利者に通知をし,広報うつのみや6月号に掲載して,平成13年6月8日から6月22日までの2週間,都市計画法17条に基づく縦覧を実施しました。縦覧者数は2名,意見書の提出はございませんでした。

以上で,議案第3号宇都宮都市計画地区計画の説明を終わります。 よろしく,ご審議の程,お願いいたします。

会長あり

ありがとうございました。 それでは質問を受け付けます。

石井委員

この開発業者はどちらでしょうか。この宝木新里ニュータウンと同じでしょうか。

事 務 局

開発業者につきましては,株式会社三向地所と申しまして,市内の業者でございます。また,反対側にあります宝木新里ニュータウンにつきましては,勧業開発株式会社でございます。以上でございます。

鈴木委員

この図面・航空写真を見る限りでは、非常に凹凸があります。北の部分でだいぶ左の方に出っ張った部分ですが、土地開発するにしても、この前も出ました西川田地区でもそんなことがあったと思いますが、もっときちんとした形でやれば良いと思いますがどうでしょうか。

事務局

確かにご意見のようにこの図面におきましても、その部分があればもう少し良い形の住宅地が形成されるということで、業者におきましても個別交渉にあたりましたが、結果的に取得ができなかったということで、このような形になってございます。

荒川委員

開発との関係があると思いますが、自然良好なところにこういう開発ができるわけですけれども、私も航空写真を見まして、まさに宇都宮の貴重な緑の所が、こういう形で住宅地になってしまうということでですね、この間、宇都宮市の都市マスタープランを決めたわけですけれども、出来る限り現在の調整区域じゃないところに人口を配置し、出来る限り市街化調整区域には、乱開発や開発などからできる限り避けていく方向付けがされたと思っておりますが、確か風致地区などでは、山林などを取り込んだ開発を義務付けられているわけですが、都市マスタープランを作る前に開発申請された場所かと思いますが、またさらに同じような住宅地になりそうな所が、航空写真を見ると結構緑の所があるわけです。そういう点ではですね、緑の基本計画も作られていますけども、もう少し自然のままの緑地を残すような、指導やガイドラインというものをもっとはっきりさせていかなくてはいけないと思います。この地区計画の中で造成緑地、それから残地森林という形になっているわけですが、その中でも公園や造成森林などを増やすような手立てを貪欲にできないものでしょうか。

会 長

確か帝京大学のところの豊郷台については,住宅地の周りに緑地が残されておりますがどのようでしょうか。

事務局

森林に対しての開発につきましては、都市計画法または森林法の中で、また開発指導要綱の基準の中で残すべき森林の率を定めております。それにしたがって、指導をしています。豊郷台につきましては、全体で 70ha というような大規模な敷地でありまして、同じ基準をもちましても、周辺に多くの緑が残っています。一方、今回につきましては、5.2ha なもので

すから,かなり少なくはなっていますが,技術的には同様に指導しています。

会 長

市街化調整区域の最小区域が 200 m³以上というのは ,開発許可の基準に 定められているのですか。

事務局

開発審査基準の中に,調整区域の最低敷地を 200 ㎡という形で,はいってございます。市街化区域におきましては 150 ㎡というな形で基準が定まっております。

荒川委員

戸祭台は,風致地区の網がかかっていたので,通常の基準よりも多くの緑が残されており,一方,こちらの方は風致地区ではないので割合から言っても残さなければならない緑が少なく,残地森林が 3.03% しか残らないということですが,市街化調整区域における開発では,少なすぎるのではないかと思います。

会 長

地区計画をかける前に開発許可基準をどうするかということになりますね。

鈴木委員

そうですね。開発基準に基づいて開発の許可をだすわけですから、それで何十%かの緑地を残さなければいけないということになれば当然開発 業者も残すと思いますね。

会 長

地区計画については、必ずかけるように指導しているのですか。

事務局

大規模開発が起きました場合には、必ず地区計画をセットでかけていて、特にその建築物、将来の建築物のセットバックですとか、生垣など、良好な住宅環境を育成、保護・保全していくということで地区計画を定めることを基本にしています。

塩田委員

地区計画が決定すると法的効力としてはどういう位置付けになるのでしょうか。

事務局

法的効力としましては,都市計画の告示日から発生しまして,届出勧告制度という形の都市計画の制度としております。

事前にこの計画に合っているかどうかを建築をする前に事前に届け出いただき、それについて指導します。ただ、併せて建築基準法で「地区計画の条例を定めることができる。」となっておりまして、宇都宮の地区計画は条例を定めております。地区計画の法的効力は、都市計画では勧告制度までですが、建築基準法で条例を定めているということになります。

塩田委員

地区計画という言葉のあやになるかもしれませんが,地区の計画だからそれぞれオリジナリティがそれぞれあって良いのかなと個人的には解釈しております。前回も質問したことにも絡んでしまいますが,県内というか宇都宮市内において,外柵とか垣根,色彩は皆同じですよね。これ以上のことは難しいのではないかと思いますが,全国レベルでみてどうでしょうか。なにかユニークな地区計画をされている例は他にありますか。わからなければ結構ですが。

事務局

垣柵などにつきましては,まさに地区計画ですので地域性を出しまして,例えば歴史的なようなところではブロック塀は駄目とか,板塀にすることとか,そういうような地区計画はございます。

塩田委員

その他垣根等などについてユニークなものはありますか。ユニークっていうと語弊があるかもしれませんが。

事務局

垣根につきましては,あまり差はでてなくて,生垣を原則とするとか。 透過性のフェンス等を絡ませるとか条件がかなり違うものがございます が,高さを制限するぐらいまでです。

塩田委員

例えば大谷地区と清原地区,後宮地区と多少個性があっても良いのではないかと思います。生垣にしてもこれにしなさいとってことは当然できないかと思いますが,いくつかの生垣から選択させるとか,あるいは,補助金までは難しいかもしれませんが,大谷地区は大谷石を使うと少し安くやってもらえるとか何かそういう個性を出すような都市計画ってのはできないものかなと常々思いますが,どこもやはり同じ,全国行っても同じというよりは,そこでどのように市が行政的に関わるのかわからないですけども。できることであれば,指導なりあるいは推薦する材料なり,植種や樹種なり,何か考えてもよろしいのではないかと思います。

事務局

地区計画につきましては、最低限の保全という形で定めていますが、もっと緑の積極的な手法としまして、緑地協定という制度を活用しております。これは市内にも事例がありまして緑地協定では、その樹種、また高木とか低木の本数とか、なるべく鳥が寄るように実のなる木ですとか、そういう形で積極的な活用もやっております。地区計画だけではなくて、その他の手法を絡めて積極的にその地域性などを出していきたいと考えております。

会 長

これについては,民間のディベロッパーがやっているので,事前に民間 業者と十分議論すれば可能ではないかと思います。

区画整理では権利者が多く,みんなの足並みがそろわないので少し難しいと思います。しかし,民間開発では,いろんな意味でやり方があるのではないかと思います。

地区計画は ,基本的には地域の人達が積み上げてきたものを行政がお手 伝いして守っていくというものなのでなかなか難しいと思います。

塩田委員

追跡調査というか検査まではないですよね。垣根とかフェンスまでの最終検査して良いとか悪いとか、建築までは確認申請をとって基準法上の検査を受けておりますが、塀までの検査受けているわけではありません。

その部分で消極的に守るというよりも積極的にやりたいというか,そういうふうになる方法はないものかなと常々思いますが,どうしても予算がないのですぐできないので後になるというケースもあり,良い環境を作るというその本人のモラルっていうかそれに委ねるしかないのか,もっと何か行政的に手段はないものかと常々思いますがどうでしょうか。

事務局

先ほど会長が言われましたように ,業者の方が決めれば出来るというような部分もありまして ,地区計画で定めるほか ,これは最近のその造成の生垣につきましては ,分譲時に販売業者 ,造成業者のほうが ,先に生垣を作って売っていくというようなことを業者と協議いたしまして ,そういう形態で販売されております。その全体の地区をその業者がコントロールしているような手法で努力しているところであります。また ,最初に言われました ,生垣の部分については建築条例に盛り込めない項目ですので ,なかなか後で審査をするという形にはなってないところであります。

会 長

他になにかございますでしょうか。

金子委員

この土地利用計画表を見ますと、いろいろな施設が敷地の中にありますが、例えば、集会所とか診療所については、三向地所さんのほうで作るわけですか。また、維持管理はどのようになるのですか。

事務局

これは,住民の方が入られてから積立金とかそういう形で住民の方のほうで建築していくというのが一般的な分譲地の集会所の扱いです。土地の提供につきましては,開発業者から提供していただくようになります。

金子委員

そうしますと,まあ当然,購入するときには,そのような説明をされるわけですけども,集会場の土地の分まで地権者は買うということに結果的になりますね。

事務局

全体の事業の中で分譲価格も設定されますので、結論的にはそういうことになります。

会 長

都市マスタープランもできましたので、先ほど荒川委員が言われた、緑をどのように保全するかということについては、今後の議論してもよろしいのではないでしょうか。緑の保全については、緑の基本計画の中で整理しているのですか。ただこの市街化調整区域の緑の保全についてどうしていくのかというものに対しては、一番まとまっているのは、緑の基本計画だと思います。

事務局

緑につきましては、これから宇都宮市としては、荒川委員から言われるようにやはり重要なテーマだと認識はしているところであります。これまで緑の基本計画を昨年作りました。宇都宮市の緑の骨格は、3つあり、1つは篠井、富屋、城山にまたがる山並み地帯、その延長上に鶴田沼があるわけですが、そしてもう1つは鬼怒川緑地の周辺を緑の空間といいますか、それをどういった形でこれから保全していくか、また、一番肝心なのは文化の森から長岡樹林地、更には、八幡山に入ってくる宇都宮の都市に、市街地に楔形に食い込んでいる緑、これは全国的にも特色のあるものですが、その緑をこれから21世紀に向けどのように保全し、創造していくかという大きなテーマがございまして、これにつきまして基本的に市街化区域の中のまとまった緑については、一番拘束の強い規制をかけて、緑地公園とし、例えば戸祭緑地がすぐそこにありますが、あれも公有地化しましたし、それから鶴田沼につきましても、宇都宮市の緑の拠点としてこれか

らも確保していこうということで、推進しております。

長岡樹林地から文化の森にいたる緑をどのように保全するか,具体的に検討しているところでございます。また,市街化調整区域における緑につきましては,大きいところは基本的には森林法で規制されているのでよろしいと思いますが,規制されてないところの緑をどうのように保全するかについては,難しい問題がありまして,これにつきましては市民の緑の意識の高揚,所有者自身が緑を保全していこうと,更にはグリーントラストもありますし,それを誰がどのような形で緑を保全していくかというような組み合わせとか,緑をどのような濃淡をつけて保全していくかという問題については,今後の研究課題として考えております。

ただこの平地林の問題についての具体的にどうしようという問題につきましては,今のところは公的な力よりもむしろ市民サイドの所有者とか市民サイドの緑の意識向上を図るなかでの,保全というものを基本にしていきたいと考えております。

ただその時に開発との網をかぶせたときに ,開発される部分の緑をどのように保全するのかというときに ,開発要綱等々の見直しの問題もあるでしょうし ,また市街化区域でも調整区域でも ,貴重な緑をどういうところをどのように保全するのか ,今後 ,具体的に検討してまいりたいと考えております。

会 長

荒川委員の言われたのは調整区域の平地林ですね。

荒川委員

そうです。開発については、一定の要件を満たせば開発許可出さざるを得ないわけですから、市街化区域の中にある風致地区みたいな形で網のかけかたもあるわけですので、調整区域の一定の緑についても、開発にあたっては何らかの網をかける必要があるのではないかと思います。

会 長

ご質問・ご意見も出尽くしたようです。 それでは、お諮りいたします。

議案第3号「宇都宮都市計画地区計画の決定」につきましては、 「原案について異存なし」としてご異論はないでしょうか。

事務局

(異議なしの声)

それでは,ご異論がないようですので

議案第3号につきましては ,「原案どおり異存ない。」旨答申することと いたします。

会 長

次に,審議会次第6.「報告事項」に移ります。

事務局からの説明をお願いします。

事務局より昨年度審議いただきました案件についての経過報告と 今年度の予定案件につきましてご報告いたします。

事務局

お手元の報告案件の資料をご覧ください。

<事務局報告>

平成 12 年度審議案件経過一覧 平成 13 年度審議会附議予定案件一覧 以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、最後に、次第7.「その他」に進みます。

その他,何かございますか。

事務局では,何かありますか。

ご意見等も無いようですので,これをもちまして「第6回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。長時間のご審議,誠にありがとうございました。

宇都宮市都市計画審議会

会 長

永 井 護

審議会議事録署名委員

塩田潔

審議会議事録署名委員

大 竹 清 作